

東海ライブ研究会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、東海ライブ研究会と称する。

第2章 目的及び事業活動

第2条 (目的)

本会は、インターベンションライブデモンストレーションを通じて、心臓血管循環器病分野における医学的、技術的かつ専門的な研究の進展を図ること及び専門家同士による相互啓発をもたらすことを目的とする。

第3条 (主要事業方針と活動)

本会は、第2条の目的達成の為に、以下の主要事業方針と活動を展開する。

- (1) 第2条にある医学分野における高度の研究促進を図り研究支援および開発支援を行う。
- (2) 第2条にある医学分野に従事する多数の医療機関に所属する医学専門家に広く門戸を開く。
- (3) 上記の医学専門家相互の啓発と技術向上の為に、ライブデモンストレーションを含む研究会を年間数回開催する。

第3章 会員と会員資格

第4条 (会員構成)

本会は、下記の会員をもって構成する。

- (1) 本会の目的に賛同する者で、参加は自由とする。

第5条 (会員資格)

本会会員の資格の喪失は、世話人会の決定と発案に基づき幹事総会における過半数決議により決定される。

第4章 組織

第6条 (幹事総会)

- (1) 幹事総会は、本会における最高の意思決定機関である。特別の定めがないときは幹事総会出席者の過半数により、若しくは世話人会又は代表世話人が発議・発案した案件と質疑に対する過半数幹事による書面による意思表示により、幹事総会の議決とする。
- (2) 通常幹事総会は、少なくとも年一回開催される。臨時の総会は、世話人会の発議で随時開催される。

第7条 (幹事の資格喪失)

幹事は、以下のいずれかに該当する場合には幹事総会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 幹事総会に特別の理由なく連続5回以上欠席した場合。
- (2) 本人より辞退の申し出があった場合。

第8条（役員）

本会は、幹事総会とは別に、次の役員を設ける。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 5名（但し、代表世話人はこの5名による互選で選ぶ）
- (3) 会計監査 1名

第9条（役員の権限と業務）

- (1) 代表世話人は、世話人会の一構成員になるのみならず、本会の代表にして本会の目的、事業と活動を促進させるための業務を執り行う。
- (2) 世話人は、世話人会の構成員になり、代表世話人を補佐し、会員総会を企画運営し、本会の事業と活動の企画運営をする。
- (3) 会計監査は、本会の出納事務、会計処理を担うものとし、会則、及びその他諸法令の定めに従い、公正に事務処理を行わなければならない。本会が事務取扱をおいた場合は、事務員が本会の出納事務、及び会計処理に携わる。この場合における会計監査は本会会計の処理を総括し、事務取扱の指導監督を行うものとする。

第10条（役員の任免と任期）

- (1) 各役員は、幹事総会、若しくは書面による過半数による幹事による罷免の意思表示がなければ、その任期途中にて意に反して罷免させられない。

第11条（世話人会）

第9条の役員の権限と業務事項にあるものとは別個に、本会は世話人会を設ける。

世話人会は、代表世話人を含む4名の世話人により構成される。世話人会は、代表世話人により招集され、定期的かつ必要に応じて開催される。世話人会は、代表世話人を補佐監督し、代表世話人の業務運営につきその方針について討議し決議する。

第12条（事務局）

事務局は、本会の設立後、代表世話人が所属する施設内に置く。

第5章 会費と会計年度

第13条（会費）

本会会費は、第4条にある研究会等の開催時に幹事および会員その他参加者より徴収する参加費をもって之に充てる。但し、世話人会の決定により、合理的な額の年会費を世話人および幹事各位から徴収することができる。

第14条（会計年度）

本会は、暦年4月1日より翌暦年3月31日までの1年を会計年度とする。但し、本会設立時は、翌々暦年3月31日までを暫定的な会計年度とする。

第15条（その他収入）

本会は、第4条の諸事業・活動計画とその実施状況に合わせ、本会の目的と事業・活動の趣旨に共鳴賛意を示す者からの、合法的かつ妥当な額の研究会参加費、寄付・協賛金その他の収入を本会の予算に組み入れることができる。特に、医薬品・医療用具関係企業に寄付・協賛金の要請をする場合には、当該業界団体内部の規制である公正競争規約その他のルール、及びそのルールを法的に支える公正取引法の趣旨を遵守する。

第16条（細則）

本会の運営に必要な細則は、世話人会にて別途定めるものとする。

第17条（会則変更）

本会会則は、世話会の発案・発議により幹事総会にてその変更がなされる。但し、本会会則の根本規則とその趣旨に大幅な変更ではないときは、過半数幹事による書面による事後の承諾を条件として、世話会の決定にて変更は許される。

第18条（施行期日）

本会会則は、平成13年12月24日から施行される。

平成13年11月26日

改訂：平成25年1月19日

改訂：平成31年2月9日

改訂：令和3年6月26日

東海ライブ研究会 代表世話人

鈴木 孝彦